

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当たる翌日が休き日に當るときは、その翌日）

規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年四月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十九号

昭和四十九年一月五日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（谷川地区農業用排水）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百八十八号

昭和四十九年一月五日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（二部地区農道整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の

二 縦覧に供する期間
昭和四十九年四月二十七日から三十日間
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九十九号

昭和四十九年三月十二日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（上米積地区は場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

航空写真測量

二 作業地域

日南町生山、日野町荒神原、漆原、上菅、檜原、近江、追原、小河内、岡、黒坂、中畑、下黒坂、根妻、岩田、下榎、本郷、安原、加勢治、漆原、野田、津地、根雨、舟場及び貝原、江府町下安井、荒田、洲河崎、半ノ上、武庫、江尾、小江尾、久連、佐川及び美女石、溝口町根雨原、白水、莊、古市、宮原、中祖、谷川、宇代、溝口、長山、大江及び上野、岸本町上細見、小野、立岩、吉定、口別所、岸本、押口、吉長及び還藤並びに米子市水浜、河岡、赤井手、今在家、美濃、蚊屋及び熊党

三 終了年月日

昭和四十九年三月三十一日

鳥取県告示第三百九十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、日本国有鉄道から次のとおり公共測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

倉吉市役所

鳥取県告示第三百九十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、桜谷土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月二十六日

鳥取県知事 平林鴻三

一 施行者の名称

鳥取開発公社

二 事業施行期間

第一工区

昭和四十七年九月一日から昭和四十八年七月三十一日まで

第二工区

| 変更前 | 変更後 |
|----------------------------|-----------------------------|
| 昭和四十七年九月一日から昭和四十九年三月三十一日まで | 昭和四十七年九月一日から昭和四十九年十二月三十一日まで |

三 施行地区

第一工区

鳥取市桜谷字下堀田、字上堀田及び字天神木の各一部

第二工区

鳥取市桜谷字地井田の一部

四 土地区画整理事業の名称

桜谷土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市尚徳町一一六番地

六 施行認可の年月日

昭和四十七年八月二十九日

七 變更認可の年月日

昭和四十九年四月二十四日

選挙管理委員会告示第四十九号**鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号**

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百八十九条第一項第二号の規定により提出された昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事選挙の候補者の選挙運動に関連された寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和四十九年四月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

章

(第三種郵便物認可) 昭和49年4月26日 金曜日 鳥取県公報

公職の候補者の選舉運動に関する収支報告書要旨（第2回分）

- 1 選舉の種類 昭和49年3月24日執行 烏取県知事選舉
 2 公職選舉法の規定による選舉運動に関する支出の金額の制限額
 (法定選舉運動費用額) 3,710,500円

3 報告書の要旨

| | | | | | |
|---------|--------|------|-----|------|-------------------|
| 候補者名 | 平林こうぞう | 所屬党派 | 無所属 | 期間 | 4月1日から 4月10日まで |
| 出納責任者氏名 | 太田孝憲 | | | 第2回分 | |

| 収入 | 円 | 支出 | 円 |
|----|---|-----|---------|
| | | 通信費 | 137,025 |
| | | 交通費 | 323,410 |
| | | 雜費 | 2,520 |

公職選舉法(昭和三十五年法律第四〇号)第八十九条第一項第二句の規定により提出された昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会議員補欠選舉の候補者の選舉運動に関する支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

鳥取県選舉管理委員会委員長 加藤 章

| | | |
|----------|------------|------|
| 報告書受理年月日 | 昭和49年4月16日 | 第2回分 |
|----------|------------|------|

鳥取県選舉管理委員会印

公職の候補者の選舉運動に関する収支報告書要旨（第2回分）

（市町選舉区）

1 選舉の種類 昭和49年3月24日執行 烏取県議会議員補欠選挙（境港市選舉区）

2 公職選舉法の規定による選舉運動に関する支出の金額の制限額
(法定選舉運動費用額) 635,300円

3 報告書の要旨

| 候補者 出納責任者 氏名 | 庄島 了輔 | 所属党派 | 自由民主党 | 期間 | 4月5日から 4月8日まで 第2回分 |
|--------------------|---------------|--------------|-------------------|-----------|--------------------------|
| 庄島の寄附 (氏名、団体名) | 西 尾 義 采 | (職業) | (寄附額) 円 | 支出 人件費 | 24,000 |
| 渡辺 忠司 | — | — | 12,000 | 家屋費 | 4,000 |
| 庄島美奈子 | — | — | 12,000 | 集合会場費 | 4,000 |
| その他の寄附 その他の収入 | 4件 198,121 | 4,000 印刷費 | 10,401 188,500 | 通信費 | |
| 今回計 | 226,121 | 今回計 | 226,901 | | |
| 前回計 | 307,500 | 前回計 | 306,720 | | |
| 総 計 | 533,621 | 総 計 | 533,621 | | |

報告書受理年月日 昭和49年4月12日 第2回分

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、昭和49年二級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和49年4月25日

鳥取県知事 平野

三

一 試験の区分

1 建築士法施行細則の一部を改正する規則（昭和49年3月鳥取県規則第22号）による改正後の建築士法施行細則の規定に基づく試験（以下「新制度による試験」という。）を二から八までに定める要領により実施する。

2 建築士法施行細則の一部を改正する規則附則第2項の規定に基づき、従前の例により行う試験（以下「旧制度による試験」という。）を九に定める要領により実施する。（昭和45年以降の二級建築士試験において、合格点を得た科目を有する者は、新制度による試験又は旧制度による試験のいずれを受験してもよい。）

二 受験資格

昭和49年7月26日現在において次の各号の一に該当する者
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に

(第三種郵便物認可) 昭和49年4月26日 金曜日

鳥取県公報

2 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関する3年以上の実務の経験を有する者

3 知事が前各号と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者

4 建築に関する7年以上の実務の経験を有する者

受験申込受付期間等

1 受験申込受付期間 昭和49年5月24日（金）から昭和49年5月31日（金）まで

2 受験申込書の提出先 所定の受験申込書を鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に提出すること。

3 受験手数料 1,200円に相当する金額の鳥取県収入証紙を受験申込書にちよう付すること。

試験期日及び時間割

1 学科の試験

昭和49年7月27日（土）

| | |
|------------------|------|
| 9時から10時30分まで | 建築法規 |
| 10時50分から12時20分まで | 建築構造 |
| 13時10分から14時40分まで | 建築計画 |
| 15時から16時30分まで | 建築施工 |

2 建築設計製図の試験

昭和49年9月29日(日) 12時から16時30分まで
建築設計製図の設計課題
「事務所併用住宅」(木造二階建)

六 試験場所
学科の試験 島取市東町二丁目 島取県立島取西高等学校
建築設計製図の試験 島取市生山 島取県立島取工業高等学校

七 合格者の発表
1 学科の試験の合格者の発表は、昭和49年9月6日(金)に合格者にその旨を通知する。

2 最終合格者の発表は、昭和49年10月29日(火)に島取県公報に公告するとともに、合格者に通知する。

八 学科の試験と建築設計製図の試験との関係
建築設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けことができる。

九 旧制度による試験
1 受験資格
昭和45年以降に行われた二級建築士試験において、合格した科目を有する者
2 受験申込受付期間等
三に同じ
3 試験期日及び時間割
昭和49年7月27日(土)
9時から10時30分まで 建築法規
10時50分から12時20分まで 建築構造

13時10分から14時40分まで 建築計画

・15時から16時30分まで 建築施工

昭和49年9月29日(日)

12時から16時30分まで 建築設計製図

4 建築設計製図の設計課題

五に同じ

5 試験の場所

建築法規、建築構造、建築計画及び建築施工の試験

鳥取市東町二丁目 鳥取県立鳥取西高等学校

建築設計製図の試験

鳥取市生山 鳥取県立鳥取工業高等学校

6 合格者の発表

昭和49年10月29日(火)に、合格者を鳥取県公報に公告するとともに、合格者に通知し、また、科目合格者にはその旨を通知する。

十 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に問い合わせること。